

令和5年度 掛川市保育所等入所選考基準表

指数合計

(1) 保育の実施基準表（基準点）

基準点数については、1～7のうち一番点数の高い項目を父母ともにひとつずつ選択。

区分	類型	細目(保護者の状況)		基準指数		
				父	母	
1	就労	月150時間以上の就労を常態としている場合		20	20	
		月140時間以上の就労を常態としている場合		19	19	
		月120時間以上の就労を常態としている場合		18	18	
		月100時間以上の就労を常態としている場合		17	17	
		月80時間以上の就労を常態としている場合		16	16	
		月64時間以上の就労を常態としている場合		15	15	
		内職	月64時間以上の就労を常態としている場合	14	14	
2	出産	出産(予定)月の3か月前から出産後3か月である場合		/	16	
3	疾病・障がい	疾病	1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合	20	20	
			居宅療養 (1ヶ月以上)	安静を要すると診断された場合または、日常生活動作に支障をきたしている場合	20	20
				上記以外で通院加療が必要な場合	18	18
		障がい	「身体障害者手帳1～2級所持」、「聴覚障害者1～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合		20	20
			「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合		17	17
			「身体障害者手帳4～6級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		15	15
4	親族の介護・看護	病院等の指示により、1か月以上の付き添いが必要な場合		20	20	
		身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、難病指定による病气、要介護3～5の親族の常時介護・看護または施設通所の付き添いにより家庭保育が困難な場合		18	18	
		身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級、要介護1～2の親族の常時介護・看護または施設通所の付き添いにより家庭保育が困難な場合		16	16	
		上記以外の親族の常時介護・看護または施設通所の付き添いにより家庭保育が困難な場合		15	15	
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育することができない場合		20	20	
6	求職中	求職中の場合		10	10	
7	その他	就学等	日中、就学・技能修得等のため、保育することができない場合	区分1を適用		
		不在等	死亡、離婚、行方不明、別居、拘禁等	20	20	
		各号に掲げるもののほか、明らかに保育することができないと認められる場合		区分1～6を準用		

(2)調整指数表

区分	類型	状況	指数	
福祉的配慮	1		利用希望児童が母または父のみに養育されている場合（親族等非同居）	15
	2	ひとり親世帯等	利用希望児童が母または父のみに養育されている場合（親族等同居）	5
	3		父母の一人が単身赴任（県外もしくは富士市以東）、3か月以上の入院などにより不在の場合（親族等非同居）	7
	4	障がい	保護者が身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A～C、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している場合	10
	5		保護者が身体障害者手帳3級を所持している場合	5
	6		同一世帯に身体障害者手帳1～3級、または療育手帳A～C、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している者がいる場合（保護者及び入所申込児童を除く）	3
	7		利用希望児童が障がいを有する場合（障がいに係る手帳の交付や特別児童扶養手当を受給している場合に限る）	3
	8	生活保護世帯	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	15
	9	その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合（要保護児童など）	20
養育環境的配慮	10	継続児童	地域型保育事業所の卒園児	10
	11		認可外保育施設（居宅訪問型を除く）の卒園児	10
	12		市内認可外保育施設の閉鎖または認可施設への移行により、他の保育施設（認可施設への移行の場合は同保育施設に限る。）への入所を希望する場合（掛川市民に限る。）	5
	13	兄弟姉妹の入所	入所希望日時点において兄弟姉妹が保育所等に入所中の場合	10
	14		入所希望日時点において兄弟姉妹が幼稚園預かり利用者・認可外施設利用者の場合	5
	15		入所希望日時点において兄弟姉妹同時申込の場合	5
	16	多子世帯	子どもの数が2人以上の場合	2人 2 3人以上 4
	17	保育士等	掛川市内園の保育士等の子どもの利用（幼稚園教諭を含む。看護師が保育士の一人として勤務する場合も含む） 実労働時間6時間以上の場合	25
	18		掛川市内園の保育士等の子どもの利用（幼稚園教諭を含む。看護師が保育士の一人として勤務する場合も含む） 実労働時間6時間未満の場合	10
	19		掛川市外園の保育士等の子どもの利用（幼稚園教諭を含む。看護師が保育士の一人として勤務する場合も含む）	3
	20	他施設での保育	協働保育園等に預けている場合（類型11に該当する場合を除く）	3
21	祖父母	両祖父母全員が次のいずれかに該当する場合 ・県外もしくは富士市以東に在住している場合（不在含む） ・75歳以上 ・身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～C、精神障害者保健福祉手帳1～3級、要介護度3～5級を所持している	3	
減点	22	未申請児	兄弟姉妹を親族が保育している場合（保護者が就労中に児童を保育している場合を含む）	-5
	23	同居祖父母	65歳未満の祖父母で基準表の区分1～5、7に該当しない場合	各 -5
	24	広域入所	市外在住者（転入予定者を除く）で、勤務地が市内の場合（市内保育所等の保育士の場合を除く）	-10
	25		市外在住者（転入予定者を除く）で、勤務地が市外の場合	-20
	26	保育料未納世帯	未納の保育料が3か月分以上あり、かつ納付の相談がない場合または未納保育料の納付約束を履行しない場合	-20
	27	内定辞退	正当な理由なく希望保育施設の入園内定を辞退するなど、公正な選考に支障を来たす様な行為を行った場合（同一年度内の入園申込期間中に限る）	-10

(3)保育の実施基準表と調整指数表の合計が同点の場合の優先順位

第1段階	保育の実施基準表の指数が高い世帯を優先する
第2段階	第1段階で順位が決まらない場合は、調整指数表において「福祉的配慮>養育環境的配慮」の順に優先する（減点は除く）
第3段階	第2段階で順位が決まらない場合は、保育の実施基準表の項目別に優先する（①～⑧の順） ①不存在 ②災害 ③疾病・障がい ④就労 ⑤親族の介護・看護 ⑥出産 ⑦就学 ⑧求職
第4段階	第3段階で順位が決まらない場合は、希望する保育園に兄弟姉妹が在園している世帯を優先する（ただし、新年度申込の場合は、新年度に就学する児童は除く）
第5段階	第4段階で順位が決まらない場合は、市民税の低い世帯を優先する

※指数により優先順位を審査した上で、希望保育所等の判断により調整決定を行います。